

津山市体育施設使用料金表

令和元年10月1日改定

津山東武道場

剣道場	1時間	1,210円
柔道場	1時間	1,210円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し物で使用する場合は、第1項から第6項までの規定により算定した額の2倍とする。
- 2 入場料を徴収する場合は、野球場にあつては最高入場料金の100人分に相当する額を、その他の施設にあつては最高入場料金の30人分に相当する額を第1項から第6項までの規定により算定した額に加算して得た額とする。